

## 建設業者等の指名停止について

令和5年9月11日  
阿賀野市総務部管財課

### 1 指名停止措置業者

株式会社 小林造園

### 2 指名停止期間

令和5年9月11日から令和5年10月10日まで(1か月)

### 3 指名停止の理由

株式会社小林造園が、新潟市発注の鑑西2丁目地内街路樹支障枝剪定工事において、令和4年9月3日に発生させた作業中の事故に関し、労働安全衛生法違反で法人及び法人の代表取締役が罰金の略式命令を受けた。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第13号）に該当するため。